

平成25年11月18日

疑義回答書

下記建設工事の入札に係る積算等の疑義申立てについて、回答いたします。

工事番号・工事名	下管第15号 鳥屋野幹線管更生(その2)工事
疑義内容(市の積算等に誤りがあると思われる具体的な項目)	
<p>1. 附帯工>足掛け金物設置・撤去工【積算基準(下水)】:施工第0-0033号内訳表において、質疑書により[4 下水道]P.80(A-2-8)「D-44~50-2 壁立上がり工」で積算。撤去歩掛は、設置歩掛の50%を計上しています。の回答がありました。積算基準(下水)によりますと、1個あたり特殊作業員0.05人、普通作業員0.05人と記載があります。よって設置・撤去で、それぞれの数量を$0.05 * 1.5 = 0.075$人で計上致しました。以前の$0.07 * 1.5 = 0.105$人で計上してないでしょうか。附帯工の足掛け金物設置・撤去工について、ご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>2. 現場管理費及び一般管理費の諸経费率計算において、新潟県CALSシステム利用登録料を諸経費の対象外として算出していますでしょうか。ご確認いただきますようお願いいたします。</p>	
回 答	
<p>1. 平成24年度(平成24年10月30日以降適用)積算基準[4 下水道]で積算しています。</p> <p>2. 現場管理費及び一般管理費の諸経费率計算において、新潟県CALSシステム利用登録料は諸経費の対象外としています。</p>	